

## 第75号議案

### 島根県県税条例等の一部を改正する条例

(島根県県税条例の一部改正)

第1条 島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条中「ときは」の次に「、法第20条の5の2第2項の規定の適用がある場合を除き」を加える。

第16条第1項第1号ウ中「によって」を「により」に改め、同号ウの表中「100分の1.9」を「100分の0.4」に、「100分の2.7」を「100分の0.7」に、「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「によって」を「により」に改め、同号の表中「100分の5」を「100分の3.5」に、「100分の7.3」を「100分の5.3」に、「100分の9.6」を「100分の7」に改め、同条第2項中「100分の1.3」を「100分の1」に改め、同条第3項第1号ウ中「100分の3.6」を「100分の1」に改め、同項第2号中「100分の6.6」を「100分の4.9」に改め、同項第3号中「100分の9.6」を「100分の7」に改める。

第37条第2項第1号中「行い、併せて」を「行う場合において、」に改め、「平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」の次に「、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」を加える。

第49条の2中「行い、併せて」を「行う場合において、」に改め、「島根県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」の次に「、又は法第747条

の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」を加え、「場合には」を「ときは」に改める。

附則第15項中 「100分の6.6」 を 「100分の4.9」 に、  
「  
」

「100分の7.9」 を 「100分の5.7」 に、「100分の6.6」  
「  
」

を「100分の4.9」に、「100分の7.9)」を「100分の5.7)」に改める。

附則第19項第1号中「次に定める年度以後の年度分」を「平成31年度分」に改め、同号ア中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同号イ中「もの 新車新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度」を「もの」に改め、同項第2号及び第3号を削り、同項第4号中「附則第12条の3第5項」を「附則第12条の3第2項」に改め、同号を同項第2号とし、同項第5号中「附則第12条の3第6項」を「附則第12条の3第3項」に改め、同号を同項第3号とし、同項の表中「附則第19項第2号又は第4号」を「附則第19項第2号」に、「附則第19項第3号又は第5号」を「附則第19項第3号」に改める。

第2条 島根県県税条例の一部を次のように改正する。

附則第18項に次の1号を加える。

- (4) 法附則第12条の3第4項に規定する自家用の乗用車に対する第47条の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成33年4月1日から平成34年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成34年度分の自動車税の種別割に限り、当該自家用の乗用車が平成34年4月1日から平成35年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成35年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同条の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽減税率欄に掲げる字句とす

る。

附則第20項を次のように改める。

20 法附則第12条の4第3項に規定する自家用の乗用車に対する次の各号に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の重課税率欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度
- (2) 軽油自動車その他の前号に掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

条 項	通常税率	重課税率
第1号	29,500円	33,900円
	34,500円	39,600円
	39,500円	45,400円
	45,000円	51,700円
	51,000円	58,600円
	58,000円	66,700円
	66,500円	76,400円
	76,500円	87,900円
	88,000円	101,200円
	111,000円	127,600円
第2号ア	前号	附則第20項の規定により読み替えて適用される前号
第2号イ	23,600円	27,100円

	27,600円	31,700円
	31,600円	36,300円
	36,000円	41,400円
	40,800円	46,900円
	46,400円	53,300円
	53,200円	61,100円
	61,200円	70,300円
	70,400円	80,900円
	88,800円	102,100円

(島根県県税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 島根県県税条例等の一部を改正する条例（平成29年島根県条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条のうち島根県県税条例第45条の次に3条を加える改正規定のうち、第45条の3第2項第1号中「行い、併せて」を「行う場合において、」に改め、「平成16年島根県条例第36号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して」の次に「、又は法第747条の2第1項の規定により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構を経由して、」を加える。

第2条のうち島根県県税条例第47条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第48条（見出しを含む。）を改める改正規定を次のように改める。

第47条の見出し及び同条第1項中「自動車税」を「種別割」に改め、同項第1号イ(ア)中「29,500円」を「25,000円」に改め、同号イ(イ)中「34,500円」を「30,500円」に改め、同号イ(ウ)中「39,500円」を「36,000円」に改め、同号イ(エ)中「45,000円」を「43,500円」に改め、同号イ(オ)中「51,000円」を「50,000円」に改め、同号イ(カ)中「58,000円」を「57,000円」に改め、同号イ(キ)中「66,500円」を「65,500円」に改め、同号イ(ク)中「76,500円」を「75,500円」に改め、同号イ(ケ)中「88,000円」を「87,000円」に改め、同号イ(コ)中「111,000円」を「110,000円」に改め、同号イ(カ)中「29,500円」を

「25,000円」に改め、同項第5号イ(イ) a 中「23,600円」を「20,000円」に改め、同号イ(イ) b 中「27,600円」を「24,400円」に改め、同号イ(イ) c 中「31,600円」を「28,800円」に改め、同号イ(イ) d 中「36,000円」を「34,800円」に改め、同号イ(イ) e 中「40,800円」を「40,000円」に改め、同号イ(イ) f 中「46,400円」を「45,600円」に改め、同号イ(イ) g 中「53,200円」を「52,400円」に改め、同号イ(イ) h 中「61,200円」を「60,400円」に改め、同号イ(イ) i 中「70,400円」を「69,600円」に改め、同号イ(イ) j 中「88,800円」を「88,000円」に改め、同号イ(イ) k 中「23,600円」を「20,000円」に改め、同条第2項中「自動車税」を「種別割」に改める。

第48条（見出しを含む。）中「自動車税」を「種別割」に改める。

第2条のうち島根県県税条例附則第19項を改め、同項を附則第18項とする改正規定を次のように改める。

附則第19項の見出しを削り、同項中「対する自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項第1号中「平成31年度分」を「次に定める年度以後の年度分」に改め、「自動車税」の次に「の種別割」を加え、同号ア及びイを次のように改める。

ア 法第149条第1項第4号に規定するガソリン自動車（附則第20項において「ガソリン自動車」という。）又は同条第1項第5号に規定する石油ガス自動車（附則第20項において「石油ガス自動車」という。）で平成20年3月31日までに最初の法第147条第3項に規定する新規登録（以下この項及び附則第20項において「初回新規登録」という。）を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

イ 法第149条第1項第6号に規定する軽油自動車（附則第20項において「軽油自動車」という。）その他のアに掲げる自動車以外の自動車 で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

附則第19項第2号中「については」の次に「、当該自動車（自家用の乗用

車（3輪の小型自動車であるものを除く。以下この項から附則第20項までにおいて同じ。）を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り」を加え、「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成30年度分の自動車税」を「平成32年度分の自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成31年度分の自動車税」を「平成33年度分の自動車税の種別割」に改め、同項第3号中「については」の次に「、当該自動車（自家用の乗用車を除く。）が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自動車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り」を加え、「平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成31年4月1日（自家用の乗用車にあつては、同年10月1日）から平成32年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成30年度分の自動車税」を「平成32年度分の自動車税の種別割」に、「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録」を「平成32年4月1日から平成33年3月31日までの間に初回新規登録」に、「平成31年度分の自動車税」を「平成33年度分の自動車税の種別割」に改め、同項の表中

「

29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
45,000円	51,700円	11,500円	22,500円

51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
111,000円	127,600円	28,000円	55,500円

を

」

「

25,000円	—	6,500円	12,500円
30,500円	—	8,000円	15,500円
36,000円	—	9,000円	18,000円
43,500円	—	11,000円	22,000円
50,000円	—	12,500円	25,000円
57,000円	—	14,500円	28,500円
65,500円	—	16,500円	33,000円
75,500円	—	19,000円	38,000円
87,000円	—	22,000円	43,500円
110,000円	—	27,500円	55,000円

に、

」

「

第2号	附則第19項第1号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第2号の規定により読み替えて適用される第2号	附則第19項第3号の規定により読み替えて適用される第2号
第1号	附則第19項第1号の規定により読み替え	附則第19項第2号の規定により読み替え	附則第19項第3号の規定により読み替え

	て適用される 第1号	て適用される 第1号	て適用される 第1号
第2号	附則第19項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第19項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第19項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第2号
第3号	附則第19項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第3号	附則第19項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第3号	附則第19項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第3号
23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
88,800円	102,100円	22,500円	44,500円

を

「

第2号	附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される	附則第18項第 3号の規定に より読み替え て適用される
-----	---------------------------------------	---------------------------------------	---------------------------------------

」



	第 2 号	第 2 号	第 2 号
第 1 号	—	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号	附則第18項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第 1 号
第 2 号	附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号	附則第18項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第 2 号
第 3 号	附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号	附則第18項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第 3 号
20,000円	—	5,000円	10,000円
24,400円	—	6,500円	12,500円
28,800円	—	7,500円	14,500円
34,800円	—	9,000円	17,500円
40,000円	—	10,000円	20,000円
45,600円	—	11,500円	23,000円
52,400円	—	13,500円	26,500円
60,400円	—	15,500円	30,500円
69,600円	—	17,500円	35,000円
88,000円	—	22,000円	44,000円

に、

「

」

けん引車にあ っては5,800 円、それ以外 のものにあっ ては10,400円	けん引車にあ っては1,500 円、それ以外 のものにあっ ては2,500円	けん引車にあ っては3,000 円、それ以外 のものにあっ ては5,000円
附則第19項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第19項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第19項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第2号

を

」

「

けん引車にあ っては5,800 円、それ以外 のものにあっ ては10,400円	けん引車にあ っては1,500 円、それ以外 のものにあっ ては2,500円	けん引車にあ っては3,000 円、それ以外 のものにあっ ては5,000円
附則第18項第 1号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第18項第 2号の規定に より読み替え て適用される 第2号	附則第18項第 3号の規定に より読み替え て適用される 第2号

に改め、同項を附則第18項

」

とし、同項の前に見出しとして「（自動車税の種別割の税率の特例）」を付す。

第2条のうち島根県県税条例附則第20項を附則第19項とし、附則第21項から第23項までを1項ずつ繰り上げ、附則第24項を削り、附則第25項を附則第23項

とする改正規定を次のように改める。

附則第25項を附則第26項とする。

附則第24項（見出しを含む。）中「附則第12条の2第1項」を「附則第12条の2の10第1項」に改め、同項を附則第25項とする。

附則第23項を附則第24項とし、附則第22項を附則第23項とし、附則第21項を附則第22項とし、附則第20項を附則第21項とし、同項の前に次の2項を加える。

19 法附則第12条の4第1項及び同条第2項において準用する法第177条の7第5項に規定する自動車に対して課する自動車税の種別割の税率は、第47条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 自家用の乗用車

- |   |                           |    |         |
|---|---------------------------|----|---------|
| ア | 総排気量が1リットル以下のもの           | 年額 | 29,500円 |
| イ | 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの | 年額 | 34,500円 |
| ウ | 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの | 年額 | 39,500円 |
| エ | 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの | 年額 | 45,000円 |
| オ | 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの | 年額 | 51,000円 |
| カ | 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの | 年額 | 58,000円 |
| キ | 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの | 年額 | 66,500円 |
| ク | 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの | 年額 | 76,500円 |
| ケ | 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの | 年額 |         |

88,000円

コ 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 111,000円

サ 電気自動車 年額 29,500円

(2) 自家用の特種用途車

ア 教習車

乗用車に類するもの 年額 前号に規定する区分による当該区分ごとの額

イ キャンピング車

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの 年額 23,600円

(イ) 総排気量が1リットルを超え1.5リットル以下のもの 年額  
27,600円

(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え2リットル以下のもの 年額  
31,600円

(エ) 総排気量が2リットルを超え2.5リットル以下のもの 年額  
36,000円

(オ) 総排気量が2.5リットルを超え3リットル以下のもの 年額  
40,800円

(カ) 総排気量が3リットルを超え3.5リットル以下のもの 年額  
46,400円

(キ) 総排気量が3.5リットルを超え4リットル以下のもの 年額  
53,200円

(ク) 総排気量が4リットルを超え4.5リットル以下のもの 年額  
61,200円

(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え6リットル以下のもの 年額  
70,400円

(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの 年額 88,800円

(サ) 電気自動車 年額 23,600円

20 次の各号に規定する自家用の乗用車に対する自動車税の種別割に係る前

項の規定の適用については、当該各号に定めるところによる。

- (1) 法附則第12条の4第3項に規定する自家用の乗用車に対する次に定める年度以後の年度分の自動車税の種別割に係る前項の規定の適用については、次の表の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の重課税率欄に掲げる字句とする。

ア ガソリン自動車又は石油ガス自動車で平成20年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して14年を経過した日の属する年度

イ 軽油自動車その他のアに掲げる自動車以外の自動車で平成22年3月31日までに初回新規登録を受けたもの 初回新規登録を受けた日から起算して12年を経過した日の属する年度

- (2) 法附則第12条の4第4項に規定する自家用の乗用車に対する前項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、次の表の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の最大軽課税率欄に掲げる字句とする。

- (3) 法附則第12条の4第5項に規定する自家用の乗用車（前号の規定の適用を受ける自家用の乗用車を除く。）に対する前項の規定の適用については、当該自家用の乗用車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税の種別割（法第177条の10第1項又は第2項の規定により当該自家用の乗用車の所有者に対して月割をもって課されるものに限る。）に限り、当該自家用の乗用車が平成31年4月1日から同年9月30日までの間に初回新規登録を受けた場合には平成32年度分の自動車税の種別割に限り、次の表

の条項欄に掲げる同項の規定中同表の通常税率欄に掲げる字句は、それぞれ同表の中間軽課税率欄に掲げる字句とする。

条 項	通常税率	重課税率	最大軽課税率	中間軽課税率
第 1 号	29,500円	33,900円	7,500円	15,000円
	34,500円	39,600円	9,000円	17,500円
	39,500円	45,400円	10,000円	20,000円
	45,000円	51,700円	11,500円	22,500円
	51,000円	58,600円	13,000円	25,500円
	58,000円	66,700円	14,500円	29,000円
	66,500円	76,400円	17,000円	33,500円
	76,500円	87,900円	19,500円	38,500円
	88,000円	101,200円	22,000円	44,000円
	111,000円	127,600円	28,000円	55,500円
第 2 号ア	前号	附則第20項第 1号の規定に より読み替え て適用される 前号	附則第20項第 2号の規定に より読み替え て適用される 前号	附則第20項第 3号の規定に より読み替え て適用される 前号
第 2 号イ	23,600円	27,100円	6,000円	12,000円
	27,600円	31,700円	7,000円	14,000円
	31,600円	36,300円	8,000円	16,000円
	36,000円	41,400円	9,000円	18,000円
	40,800円	46,900円	10,500円	20,500円
	46,400円	53,300円	12,000円	23,500円
	53,200円	61,100円	13,500円	27,000円
	61,200円	70,300円	15,500円	31,000円
	70,400円	80,900円	18,000円	35,500円
	88,800円	102,100円	22,500円	44,500円

## 附 則

### (施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第6項及び第7項の規定 公布の日

(2) 第1条中第16条及び附則第15項の改正規定 平成31年10月1日

(3) 第2条の規定 平成33年4月1日

### (事業税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の島根県県税条例（以下「新条例」という。）第16条及び附則第15項の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

### (自動車取得税に関する経過措置)

3 新条例第37条の規定は、この条例の施行の日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

### (自動車税に関する経過措置)

4 新条例第49条の2及び附則第19項の規定は、平成31年度分の自動車税について適用し、平成30年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

5 第2条の規定による改正後の島根県県税条例の規定は、平成33年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、平成32年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (この条例の失効等)

6 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第 号。以下「改正法」という。）が平成31年3月31日までに公布されないときは、その効力を失う。

7 この条例は、前項の場合を除き、改正法による改正後の法律の規定の内容が当該規定に対応するこの条例による改正後の条例の規定の内容と異なることと

なるときは、廃止するものとする。